

平成 24 年度税制改正に関する要望について

平成 23 年 7 月

公益財団法人 公益法人協会

理事長 太田 達男

平成 23 年度税制改正におきましては、公益法人、認定特定非営利活動法人等への寄附金に係る税額控除制度の導入、特定寄附信託制度の導入、パブリック・サポート・テスト要件の見直し並びに個人住民税における控除対象寄附金額の引下げ等が行われました。

これらのすべては、日々増大する民間公益活動の役割を正面から捉えた時宜を得た支援措置として大いに評価されます。

しかしながら、上記の諸措置の中にも少なからず改善すべき点があり、また、既存の税制の中にも改正を要する部分が残っております。

つきましては、平成 24 年度税制に関する要望を下記のとおりまとめましたので、なにとぞご理解ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

I 寄附金税制について

- 1 公益法人に係る税額控除制度における P S T 要件の撤廃
- 2 寄附金に係る年末調整制度の創設

II 資産寄附税制について

- 1 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し
- 2 相続税非課税措置の適用要件の見直し
- 3 特定寄附信託税制の拡充

III 公益信託税制について

- ・公益信託制度の抜本的な見直しの際の税制整備

平成 24 年度税制改正に関する要望

I 寄附金税制について

1 公益法人に係る税額控除制度における P S T 要件の撤廃

公益社団法人・公益財団法人（以下「公益法人」）が税額控除制度の適用を受けるためには①認定 N P O 法人の認定要件である P S T（パブリック・サポート・テスト）と同様の要件及び②認定 N P O 法人と同程度の情報公開に関する要件が必要とされていますが、公益法人に関しては P S T 要件を撤廃することを要望します。

（説明）

1）法人制度と税制との関係の差異

特定非営利活動法人と公益法人は、法人法及び税制の作りが根本的に異なります。

すなわち、公益法人については「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年6月2日法律第48号）に基づき意思決定、業務執行及び監督の権限が三つの機関に分配され、厳格なガバナンス体制の下に構築されており、理事・監事・評議員（以下「役員等」）の義務と責任が厳しく規定されています。

さらに、公益認定を取得するためには「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年6月2日法律第49号）に規定する役員等の資格制限、目的事業の公益性、収支相償・公益目的事業比率・遊休財産規制などの財務基準、並びに財務書類を含む各種書類の作成とこれらの情報公開について、18の認定基準及びその他の諸要件を充足することが必要です。

公益法人は、これらの要件への適合状況について民間有識者からなる第三者合議制機関による厳格な審査を経て、公益性を認定された法人格です。その結果、法人税、所得税に関する優遇措置並びに寄附者に係る寄附金控除及び相続税非課税措置が公益認定に連動して賦与される仕組みとなっています。

他方、特定非営利活動法人は非営利法人格の簡便な取得と業務運営の簡素化を主眼として法人法が規定されており、それに代わって、寄附税制を初めとする税制上の優遇措置については、別途課税当局の認定を受けて一定の優遇措置が賦与される仕組みです（ただし、平成23年度に成立した特定非営利活動促進法改正案では認定制度の見直しが行われ、平成24年4月1日からは、新たに税の恩恵を希望する法人は、所轄庁へ認定申請を行い認定を受ける、という仕組みに変わる）。

つまり、公益法人は、市民に代わり市民を代表する有識者が公益性とその組織の透明性やしっかりしたガバナンスの有無を判定する仕組みであるのに対し、特定非営利活動法人は P S T を通じ市民の評価を加味して判定する仕組みです。

このように、法人法制、公益性の認定基準、税制との関連性が異なるにもかかわらず、

公益法人に税額控除を適用するに当たり、特定非営利活動法人に特有のPST要件を課することは、法制と税制が実質的に一体となった公益法人の制度的理念を損なうものであり、大きな違和感を禁じ得ません。

2) 新しい公共の理念と新公益法人制度

新公益法人制度の施行後2年7か月が経過し、すでに1,900を超える公益法人が誕生しています。これらの法人には学術・文化・福祉の助成、奨学金給付などの資金交付型と芸術・文化活動、国際協力、地域社会貢献、福祉活動、環境保護、生活・権利保護などを実践する事業型があり、地域や全国的に実に多種多様な法人が活躍しています。

一例を挙げれば、各地の犯罪被害者を救援する団体、盲導犬など介助犬を育成する団体、世界遺産や美しい自然環境を守る団体、高齢者福祉などの団体、地域に根差すコミュニティ型基金、捨て犬・猫などに不妊手術をする団体、国内外で活動する国際協力NGO団体、市民を暴力団から守る団体、自然災害などの復旧支援団体、街づくりの団体、伝統芸術を守る団体、起業家を育成する団体、人権を守る団体など、市民に密着し、そして志の高い団体が数多く誕生しています。これらの多くの公益法人は財政規模も十分でなく市民の寄附に多くを依存しており、まさに、特定非営利活動法人とともに市民による、市民のための、市民の団体として、今後の「新しい公共」の一翼を担うものです。

前述の厳しい条件をクリアしたこれらの公益法人は、認定特定非営利活動法人と同等若しくはそれ以上に市民の支持を得ることのできる透明性の高い公益団体として、適格性が認められた法人であり、その上にPST要件を付加する必要性は全くないと考えられます。

2 寄附金に係る年末調整制度の創設

公益法人など特定公益増進法人並びに認定特定非営利活動法人(以下「公益法人等」)に対する寄附金について年末調整により寄附金控除ができる制度を創設することを要望します。

(説明)

1) 一般市民にとっての簡便な税申告手続が必要

東日本大震災に係る義援金は、日本赤十字社と中央共同募金会に寄せられた分だけでも総額約2,950億円(平成23年7月5日現在)と報告されていますが、通常時の年間の個人寄附は、宗教関連の寄附や政治献金を含めても約5,455億円と推計されており(米国における個人寄附推計額のおよそ40分の1。日本ファンドレイジング協会『寄附白書2010』)、極めて低額と言わざるを得ないのが実情です。この要因の一つとして、一般の人々が日常感覚で寄附することを後押しするような制度がないことが挙げられると思われます。その打開策として年末調整制度の創設が考えられます。

現在、給与所得者が寄附金控除の申告を行うことができるのは確定申告の際のみとされています。しかるに、給与所得者で確定申告を行っているのは年収が2,000万円を超えるな

どごく一部のの人々に限られています。年収2,000万円以下の人々が寄附金控除制度の適用を受けるためには、わざわざそのために不慣れな確定申告を行わなければならない、これでは寄附はいつまでたっても身近なものとはなりえないと思われます。

2) 平成23年度税制改正大綱との関連

平成23年度税制改正大綱では寄附金控除の年末調整対象化について「実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行う」とされています。

すでに生命保険料控除、住宅ローン控除などが長年年末調整での申告が可能となっており、寄附金控除が特段実務的・技術的に困難とは考えられません。

ぜひ早急に検討を進め、平成24年度税制改正においてこれを実現してくださるよう要望します。

なお、現在、2,000円を超える金額が寄附金控除の対象額となっていますが、個人寄附促進のためには、このいわゆる「足切り額」を撤廃するか、又はハードル方式に改める（寄附金が2,000円を超える場合には、その全額を寄附金控除の対象にする）のも有効と考えられます。

Ⅱ 資産寄附税制について

1 みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件の見直し

租税特別措置法第40条第1項の規定によれば、公益法人に対するみなし譲渡所得税の非課税特例措置の適用については、一定の要件を満たすことにつき国税庁長官の承認が必要となっていますが、公益法人に関しては国税庁長官の承認は不要とすること及び「一定の要件」についても見直しを行うことを要望します。

（説明）

1) 国税庁長官の承認を個別に要することの根拠が不明

金銭寄附に係る特定公益増進法人制度においては、公益法人は無条件にその対象法人の範囲に加えられています（法人税法施行令第77条、所得税法施行令第217条）。また、相続財産の贈与に係る相続税非課税措置制度においても同様です（租税特別措置法施行令第40条の3）。しかるに、生前贈与及び遺贈の場合におけるみなし譲渡所得非課税措置については国税庁長官の承認が必要となっていますが、上記2制度と区別する特段の合理的な理由はないと考えられます。

2) 一定の要件とされる条件は公益法人の場合すでに確保されている

一定の要件のうち問題と思われるのは、①当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、②当該贈与又は遺贈に係る財産が、当該贈与又は遺贈があった日から2年を経過する日までの期間内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること、の2

点です。

公益法人は公益の増進に著しく寄与することをすでに確認された法人でありますから、①を要件とすることは不必要と思われます。特定公益増進法人制度等と同様、「当該法人の主たる目的である業務に関連する贈与又は遺贈」と規定すれば足りると考えます。

②の規定は、贈与又は遺贈による財産が公益目的事業以外の事業に供されることを禁ずる趣旨と解されますが、この場合の公益目的事業は、その実施を支えるための管理部門を含めた全体と捉える必要があると思われます。その見地からは、ここで問題とすべきは贈与又は遺贈による財産をもっぱら収益事業の利益蓄積ために活用している法人であろうと思われます。そこで、②については、「2年経過後においてももっぱら当該法人の収益事業の用に供している場合（収益事業により生じた剰余金をもっぱら収益事業の用に供する場合に限る。）には、時価相当額による譲渡とみなす」と規定するほうが適切ではないかと考えられます。

2 相続税非課税措置の適用要件の見直し

租税特別措置法第70条第2項には、相続財産の贈与を受けた法人が当該贈与があった日から2年を経過した日までに（非課税措置対象法人でなくなった場合及び）なおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には相続税を課する旨の規定がありますが、上記1の見直しと合わせ本規定を見直すことを要望します。

（説明）

1）公益目的事業に供していない場合

「なおその公益を目的とする事業の用に供していない場合」を「なおもっぱら当該法人の収益事業の利益蓄積の用に供している場合（収益事業により生じた剰余金をもっぱら収益事業の用に供する場合に限る。）」と改めるのが適切であろうと考えられます。理由は、上記1で述べた理由と同じです。

2）非課税措置取消しの場合における相続税の課税対象

みなし譲渡所得税の非課税特例措置により、財産を受贈した公益法人が後発的事由により非課税特例措置の取消しを受けた場合は当該公益法人がみなし譲渡所得税の課税対象となる（平成20年度税制改正）のと同様、相続税非課税措置の取消しの場合も、贈与者の地位の安定を損なうことを避けるため、相続税の課税対象は受贈者たる公益法人とするのが適切であろうと考えられます。

3 特定寄附信託税制の拡充

特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）の当初信託財産は金銭に限るとされていますが、金銭だけでなく有価証券や不動産等の現物資産も認め、みなし譲渡所得税を非課税とするよう要望します。

（説明）

平成23年度税制改正で導入された特定寄附信託は、公益法人や認定特定非営利活動法人等「新しい公共」の担い手を、ある程度まとまった金額を寄附することにより支援する新しい仕組みとして注目されています。

しかし、寄附金の所得控除や税額控除は信託制度を介在せず直接寄附した場合と同様であり本制度特有の措置ではないため、税制上の優遇措置は、実質上利子配当所得非課税に限られており、米国のブランド・ギビングに範をとった制度と言われる割には、寄附者にとって魅力の薄い制度です。

この制度を活用して個人資産を寄附市場に誘導する最も効果的な税制上の措置として、有価証券や不動産等現物資産を当初信託財産として設定することを認め、公益法人等に寄附する割合に応じて、みなし譲渡所得税を非課税とするのが妥当と考えます。

Ⅲ 公益信託税制について

公益信託制度の抜本的な見直しは急務と思われますが、見直しが行われた場合には、それに対応する税制を整備することを要望します。

（説明）

公益法人制度改革3法が施行され、2年7か月が経過しております。現在、旧制度に基づく公益法人（特例民法法人）は移行手続の真最中であり、移行期間は、平成25年11月末をもって終了することになっております。

一方、公益信託については、平成18年12月公布の信託法においては改正は行われず、同法案審議の際の衆・参両法務委員会の附帯決議において「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」とされたものの、手付かずのまま今日に至っているのが実情です。そのため、公益法人では廃止された主務官庁制度が公益信託では存続しているという不均衡を生じております。

附帯決議が述べているように、公益信託は、信託形式で民間公益活動を行うための制度としてまさに「公益法人と社会的に同様の機能を営むもの」にほかならず、その点で、制度的にも公益法人制度と整合的なものにすることが急務と思われます。

弊協会としましては、公益信託制度の早期抜本改正を別途関係方面に要望を継続中ですが、その改正が実現した場合には、新公益信託制度に相応しい税制の整備をされるよう併せて要望します。

以上

「公益財団法人 公益法人協会」（理事長・太田達男）は、1972（昭和 47）年に総理府（現総務省）の許可を受け、民間の出捐により設立された公益法人です。新公益法人制度の施行にともない公益認定を取得し、2009（平成 21）年 4 月から公益財団法人として新たにスタートいたしました。「公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与すること」をミッションとしています。